

磐田市電子プレミアム商品券 いわた応援！しっ Pay キャンペーン
実施要項ならびに取扱店募集要項

1. 目的

原油高や円安などを背景にした物価の高騰が続いているため、市内事業者等の支援と消費喚起を目的として、電子商品券を販売し、地域経済の活性化とキャッシュレス化を図る。

2. 事業の概要

【事業主体】 磐田市

【事業名称】 磐田市電子プレミアム商品券 いわた応援！しっ Pay キャンペーン

【発行総額】 960,000,000 円（うちプレミアム分 160,000,000 円）

【発行総数】 160,000 口（1 人 2 口まで）※数量に達し次第販売終了

【販売価格】 1 口 5,000 円（額面 6,000 円、20%プレミアム付）

【販売対象】 どなたでも購入可

3. 購入期間・方法

【期間】 令和 5 年 6 月 26 日(月)9:00～令和 5 年 8 月 31 日(木)17:00

※無くなり次第終了

【方法】 専用 WEB サイト・チラシ等に記載の二次元コードより LINE お友達登録後、購入者情報、購入口数、購入方法を入力しクレジットカードまたはコンビニ決済にて購入

4. 利用期間・方法

【期間】 令和 5 年 6 月 30 日(金)9:00～令和 5 年 8 月 31 日(木)23:59

【方法】 店頭に設置の二次元コードを読み込み、金額を入力して決済完了

5. 商品券の使用対象とならないもの

1. 出資や債務の支払い（税金・振込代金・振込手数料・電気・ガス・水道料等）
2. 有価証券（商品券・ビール券・図書券等）、宝くじ、先物取引、株式などの金融商品、切手、印紙、プリペイドカード等の互換性が高いものの購入
3. 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
4. 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払
5. 現金との換金。金融機関への預け入れ
6. 風俗営業等の規制及び業務適正化等の関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第

2条第5項に規定する営業に係る支払（ただし料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。）

7. たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2号第1項第3号に規定する製造たばこの購入
8. 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
9. その他この電子商品券の発行趣旨にそぐわないもの

6. 商品券取扱厳守事項

1. 商品券は利用期間内に限り、取扱店で利用できるものとする
2. 購入後の返金はできない
3. 現金との引き換えはしない
4. 商品券の偽造・不正利用が明らかな場合は、商品券の利用を拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に連絡すること
5. 盗難、紛失、滅失、または偽造、模造等に対して、発行者（市）は責を負わない
6. 取扱店において、本件を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるよう明示すること

7. 取扱事業者

磐田市内に事業所または店舗がある中小事業者及び個人事業主（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小の事業所を対象）で本事業に賛同する事業者

（フランチャイズ事業者は、本部が大企業の場合でも、申請事業者が直営ではなく且つ中小企業基本法における中小企業・個人事業主に該当する場合は申請可能です）

ただし、次の事業者を除く

1. 風営法第2条第5項に規定する店舗等
2. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
3. 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）暴力団員又は暴力員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
4. 上記1～3の他事務局が対象外とすることが適当であると認めた者

8. 取扱店舗の責務等

1. 取扱店は、利用店であることが明確になるよう、事務局が発行する広報物（ポスターやステッカー）を利用者にわかりやすい場所に掲示してください。
2. 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (ア) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
 - (イ) 換金目的での商品券の購入は行わないこと。

- (ウ) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (エ) 商品券を、業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに利用してはならない。
- (オ) 利用された商品券を、再利用及び転売してはならない。
- (カ) 事務局が、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。

9. 換金について

期間中、下記図の通り月に3回の締め日を設け、取扱店登録時に指定した口座へ振込みます。換金は合計で6回となります。

利用データを事務局で抽出し、自動で集計しますので、換金手続きは不要です。

振込手数料の事業者負担もありません。

振込回数	対象利用期間	振込日
第1回	7月1日（土）～ 7月10日（月）	7月19日（水）
第2回	7月11日（火）～ 7月20日（木）	7月28日（金）
第3回	7月21日（金）～ 7月31日（月）	8月9日（水）
第4回	8月1日（火）～ 8月10日（木）	8月22日（火）
第5回	8月11日（金）～ 8月20日（日）	8月29日（火）
第6回(最終)	8月21日（月）～ 8月31日（木）	9月11日（月）

※万が一、振込金額に差異がある場合は、10日以内に磐田市電子プレミアム商品券事務局にご連絡ください。

10. 取扱店登録申請について

取扱店登録希望者は、この募集要項に同意の上、取扱店登録申請をしてください。

登録料・参加料はかかりません。

【申請期間】 令和5年5月22日(月)9:00～令和5年8月18日(金)

※令和5年6月6日(火)までに申請のあった事業者様には、利用開始前までにスターターキットを送付いたします。(6月中旬頃発送予定)以降の申請は、申請書受理後数日～10営業日の間に発送致しますが、場合によっては利用開始までにスターターキットがお手元に届かない可能性もありますので、ご了承ください。

【申請方法】

- ① WEB 申請（専用ホームページ ▶ <https://iwata-shippay.com>）
- ② FAX または郵送（事業者様にて封筒のご用意、送料負担にてお願いします。）

※登録された事業者の一覧を専用ホームページに掲載します。

※FAXの未着等で登録されていない場合がありますので、申請後は専用ホームページを必ずご確認ください。

※承認された事業者には、取扱店マニュアル・ポスター・取扱店ステッカー等が同封されたスターターキットを送付いたします。(6月中旬頃発送予定)

※申請内容に不備のある場合、事務局から連絡を入れさせて頂く場合があります。

11. 事業説明会について

【開催日時】 令和5年5月31日(水)19:00~20:00※事前予約不要

【場 所】 〒438-0831 磐田市上新屋304 磐田市アミューズ豊田 ゆやホール

事業について詳しく知りたい方はご参加ください。

12. 事業PRについて

- ・広報いわた5月号に事業概要を掲載
- ・自治会回覧用案内チラシを作製し配布予定
- ・専用ホームページに取扱店舗一覧(店舗名・所在地・電話番号)を記載
- ・「ポスター」及び「取扱店ステッカー」を作成し、取扱店に配布

13. その他留意事項

- ・募集要項に記載されていない事項などについては、発行実施者と協議してお答えします。
- ・商品券の利用に際して、取扱店と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決していただくものとします。
- ・取扱店登録後は、やむを得ない事情により、取扱できない場合を除いて、取扱店の辞退は認められません。

14. 事務局問い合わせ先

磐田市電子プレミアム商品券事務局<5月22日(月)より開設>

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町6番地 静岡セントラルビル5F

TEL:050-3668-5092 FAX:050-3134-7065

受付時間:平日9:00~17:00

(7月1日~7月17日の期間は土日祝日も受付いたします)

15. 自治体問い合わせ先

磐田市 経済産業部 経済観光課

TEL:0538-37-4819 営業時間:平日8時30分~17時15分(土日祝日除く)